

匿名感染症関連情報データベース（iDB）の利用に関するガイドラインの改正について

厚生労働省 感染症対策部 感染症対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

iDBの利用に関するガイドラインの改正（概要）

ガイドラインについて

- iDBの第三者提供については、令和6年4月1日に運用を開始し、iDBの適切かつ安全な利活用を進めるため、申出手続等を定めるものとして「匿名感染症関連情報データベース（iDB）の利用に関するガイドライン」を策定している。
- 本ガイドラインについては、記載事項の明確化、運用の改善及び利便性・利用価値の向上を図るため、適宜見直しを行っているところ、今般以下の改正を行う。

改正内容

- 令和7年12月iDBデータの連結先の拡大に伴い、今後の連結先の更なる拡大の可能性を見据え、ガイドライン上用いられている「感染症・他公的データ等」という用語の定義について、具体的な連結先DBを記載しないこととする。

新旧

新) 第2 用語の定義 2 感染症・他公的データ等	旧) 第2 用語の定義 2 感染症・他公的データ等
本ガイドラインにおいて「感染症・他公的データ等」とは、iDBデータの他に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生労働省令第99号。以下「感染症法施行規則」という。）第31条の47に定めるiDBデータと連結解析可能なデータベースのデータをいう。	本ガイドラインにおいて「感染症・他公的データ等」とは、iDBデータの他に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生労働省令第99号。以下「感染症法施行規則」という。）第31条の47に定めるiDBデータと連結解析可能なデータベース（匿名医療保険等関連情報データベース（以下「NDB」という。））、匿名診療等関連情報データベース（以下「DPCDB」という。）及び匿名介護保険等関連情報データベース（以下「介護DB」という。））のデータをいう。